

姫 監 公 表 第 4 号

令和 7年 3月 25日

| | |
|---------|---------|
| 姫路市監査委員 | 三 輪 徹 |
| 同 | 芝 野 稔 |
| 同 | 常 盤 真 功 |
| 同 | 石 見 和 之 |

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局随時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局随時監査結果報告書

令和6年度 健康福祉局定期監査（行政監査を含む。）並びに関
係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及
び行政監査並びに同上第7項の規定に基づく指定管理者監査及び補助金等交付
団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

健康福祉局

福祉総務部 福祉総務課、地域福祉課、障害福祉課、監査指導課

保健医療部 地域医療課

生活援護室

出先機関 総合福祉会館、総合福祉通園センター、
四郷診療所、山之内診療所

イ 指定管理者監査

(ア) 姫路えがおづくりパートナーズ（すこやかセンター）

(イ) 公益財団法人姫路市救急医療協会（休日・夜間急病センター）

(ウ) 医療法人社団ぼうぜ医院（ぼうぜ医院）

ウ 補助金等交付団体監査

社会福祉法人姫路市社会福祉協議会

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮し
て、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて
いるかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理さ

れているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

ウ 補助金等交付団体監査

監査は、補助金事業が補助金交付の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に執行されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和6年9月26日から令和7年1月17日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 姫路えがおづくりパートナーズ（すこやかセンター）

令和6年10月1日から令和7年1月17日まで

(イ) 公益財団法人姫路市救急医療協会（休日・夜間急病センター）

令和6年11月26日から令和7年1月17日まで

(ウ) 医療法人社団ぼうぜ医院（ぼうぜ医院）

令和6年11月22日から令和7年1月17日まで

ウ 補助金等交付団体監査

監査事務局及び現地

令和6年11月28日から令和7年1月17日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 福祉医療費返還金収入関係事務（福祉総務課）

(イ) 支援費返還金収入関係事務（障害福祉課）

(ウ) 特別障害者手当等過年度返還金収入関係事務（障害福祉課）

(エ) 休日・夜間急病センター使用料収入関係事務（地域医療課）

(オ) 投薬容器等実費収入関係事務（地域医療課）

(カ) 行政文書複写料収入関係事務（地域医療課）

(キ) 緊急援護資金貸付金返還金収入関係事務（生活援護室）

(ク) 住居確保給付金返還金収入関係事務（生活援護室）

(ケ) 生活保護費返還金収入関係事務（生活援護室）

(コ) 愛の福祉金戻入金収入関係事務（生活援護室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 姫路えがおづくりパートナーズ（すこやかセンター）

監査の結果、適正に執行されているものと認めた。

イ 公益財団法人姫路市救急医療協会（休日・夜間急病センター）

監査の結果、適正に執行されているものと認めた。

ウ 医療法人社団ぼうぜ医院（ぼうぜ医院）

監査の結果、適正に執行されているものと認めた。

(3) 補助金等交付団体監査

監査の結果、適正に執行されているものと認めた。